



ゆたかな心が育つまち

概要版

第5期 都城市障がい者計画

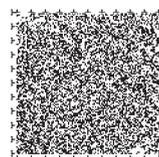
令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

第7期 都城市障がい福祉計画及び 第3期 都城市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
都城市



計画策定の背景と趣旨

都城市では、令和2年度から令和5年度までを計画期間とする「第4期都城市障がい者計画」を策定し、福祉、教育、就労、まちづくりなどの施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

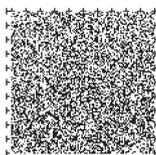
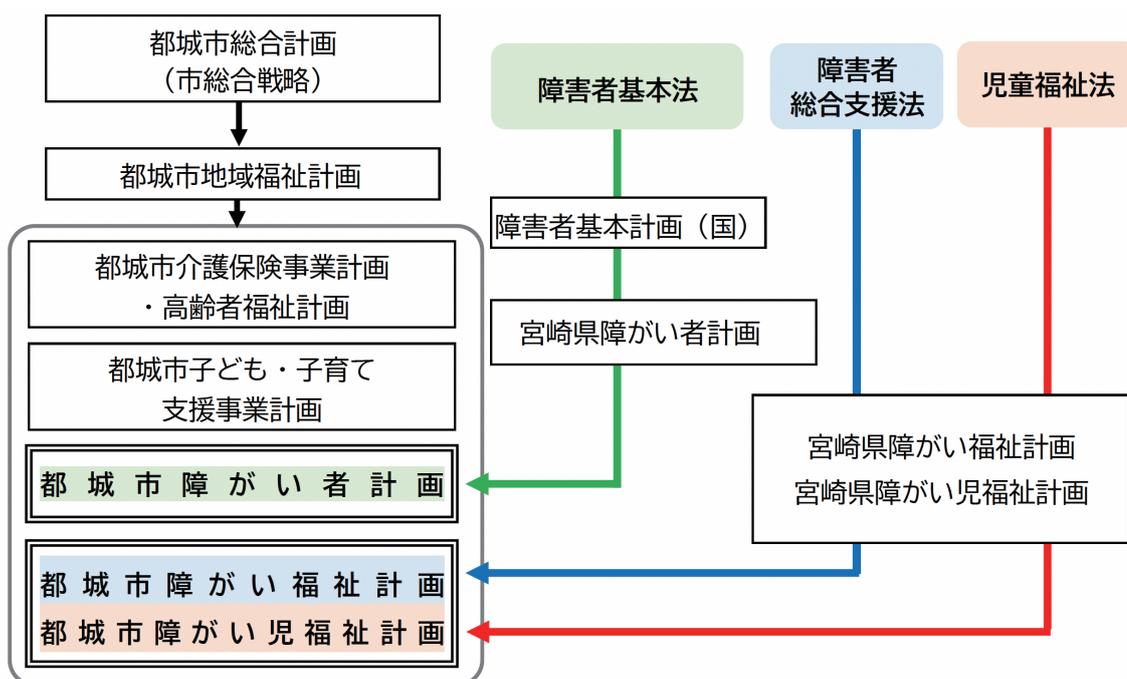
計画期間中には、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定されました。同計画は、「障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」とする目的の達成はもちろんのこと、障がいのある人が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会の実現にも寄与することが期待されています。また、障がいのある人に関する課題が複雑化、多様化する中、自助、共助、公助の枠組みで整理し、地域ぐるみで解決していくことが求められています。

このような背景の中、「第4期都城市障がい者計画」及び「第6期都城市障がい福祉計画」・「第2期都城市障がい児福祉計画」が令和5年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「都城市障がい者計画」及び「都城市障がい福祉計画・都城市障がい児福祉計画」を策定しました。

計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。市における障がい者のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、本計画は、上位計画である「第2次都城市総合計画」や「地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。



計画の期間

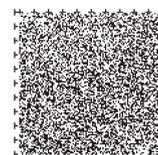
これまで、障がい者計画は5年ごと、障がい（児）福祉計画は3年ごとに見直してきましたが、障がい者計画と障がい（児）福祉計画の計画始期を揃えることで両計画の連携を一層図りやすくするために、障がい者計画の計画期間を6年間に変更します。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障がい者計画 (第4期)			障がい者計画 (第5期)					
障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)			障がい福祉計画 (第8期)		
障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)			障がい児福祉計画 (第4期)		

計画の基本理念と基本的な方向性

この計画では、全ての人々が障がい者を正しく理解する心を持つことで、障がい者が地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指すと同時に思いやりの優しい気持ちは支える健やかなまちづくりを進めるため「ゆたかな心が育つまち」を基本理念に掲げます。そして、全ての人々が社会の一員として、互いに尊重し、共に生活する社会こそ普通の社会であるという「ノーマライゼーション」と、障がいがあってもライフステージ全ての段階において社会経済的に普通の生活を営むことを保障できるよう支援する「リハビリテーション」の理念のもと、社会的障壁の除去を推進し、共生社会の実現に向け、施策を推進していきます。

ゆたかな心が育つまち



計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を本計画の基本的な視点とします。

1. 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者の主体的な選択や決定を尊重し、障がい者が基本的人権を有する社会の一員として、社会生活においてそれぞれの能力を発揮し、自立して社会活動に参加できるよう意思決定を支援します。

2. 住民とともに創る地域福祉の推進

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう生活支援体制の充実を図るとともに、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して住民とともに地域特性に合った福祉を創ります。

3. だれもが住みよいバリアフリーの社会づくり

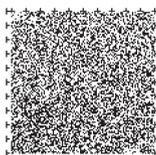
障がいや障がい者に対する正しい理解を広めるとともに、障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が自由に社会活動できる平等な社会をめざします。

4. 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

5. 障がい者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の強化

障がい者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。



計画体系

基本理念
…
ゆたかな心が育つまち

1. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1)障がい者理由とする差別の解消の推進
- (2)人権・権利を擁護するための仕組みづくり
- (3)障がい者虐待の防止

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1)公共施設のバリアフリー化の推進
- (2)外出・移動支援の充実

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1)情報の取得及び利用・コミュニケーション支援の充実

4. 防災、防犯等の推進

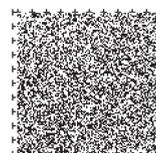
- (1)災害時の避難救助体制等の充実
- (2)防犯・交通安全対策の推進

5. 行政等における配慮の充実

- (1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (2)選挙等における配慮等

6. 保健・医療の推進

- (1)障がいの予防・早期発見
- (2)精神保健・医療施策の推進
- (3)難病に関する施策の推進
- (4)総合的な医療施策・リハビリテーションの充実



7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1)相談支援体制の充実
- (2)在宅サービス等の充実及び質の向上
- (3)障がい児支援の充実
- (4)医療的ケア児等に対する支援
- (5)介護者のレスパイト先の充実
- (6)専門職種の養成・確保
- (7)NPO・ボランティア活動の推進

8. 教育の振興

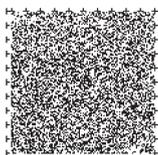
- (1)インクルーシブ教育システムの推進
- (2)教育環境の整備

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1)障がい者雇用の促進
- (2)総合的な就労支援
- (3)福祉的就労の底上げ
- (4)経済的自立の支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

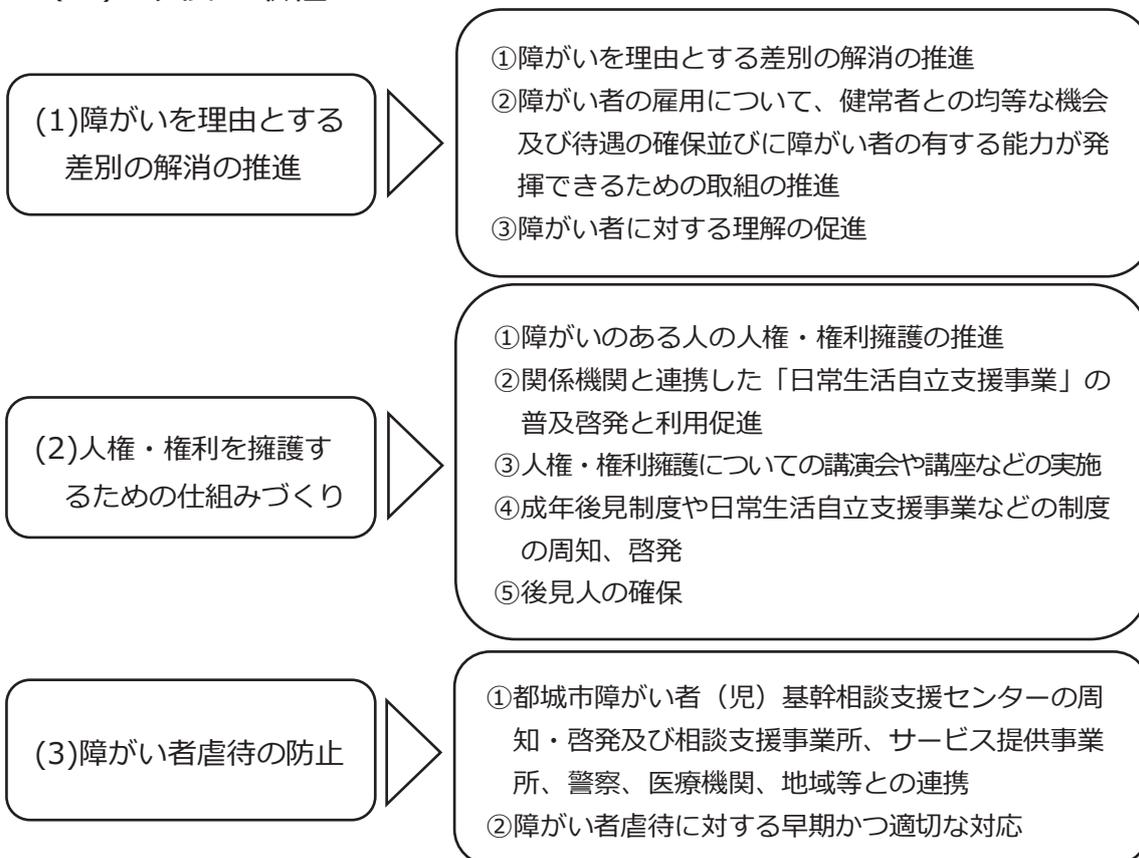
- (1)スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進



今後の取組及び当事者や地域に望まれることと数値目標

1. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

(1) 今後の取組



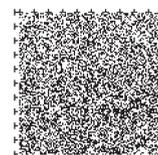
(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 虐待を受けたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談しましょう。
- ◆ 自分の権利や財産を守ることに不安なことがあれば、市役所の窓口相談してみましよう。
- ◆ 養護者として、障がい者との生活の中で困ったことや不安に思うことがあれば、基幹相談支援センターに相談しましょう。

② 地域として

- ◆ 障がいや障がい者に対する偏見を取り払い、理解するように努めましよう。
- ◆ 全ての人の人格と個性を尊重ましよう。
- ◆ 虐待を見かけたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談ましよう。

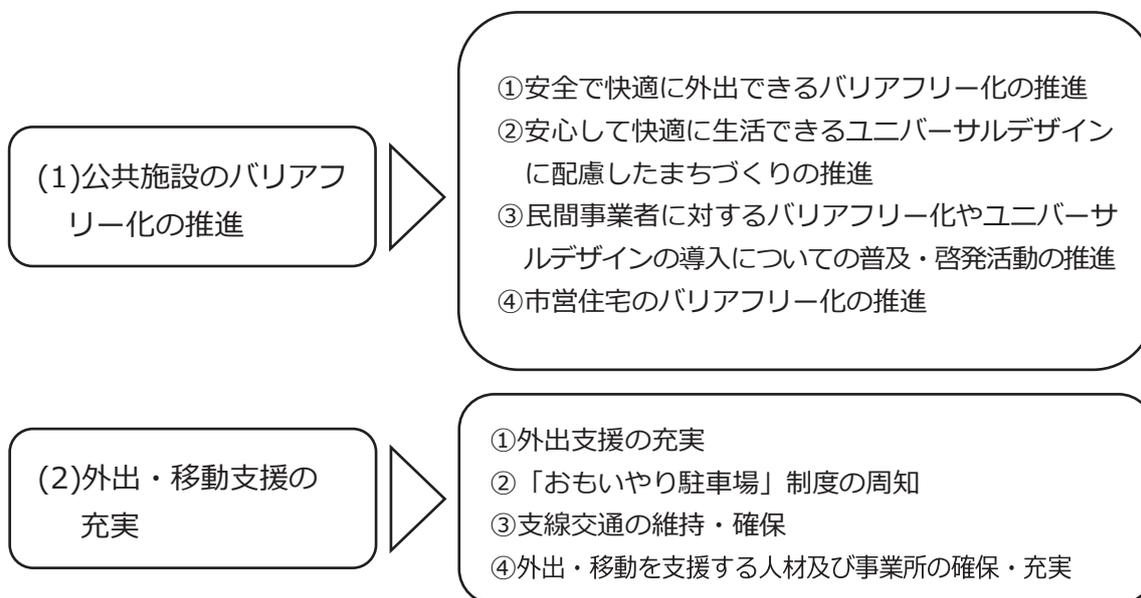


(3) 数値目標

目標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市全体で障がい者(児)への理解が深まっていると感じた障がい者の割合	31.5%	40.0%
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことが「ある」または「少しある」と回答した障がい者の割合	34.3%	20.0%以下

2. 安全・安心な生活環境の整備

(1) 今後の取組



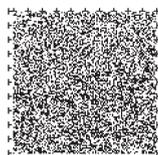
(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

◆ 外出時、困ったことがあれば地域の人に気軽に助けを求めてみましょう。

② 地域として

◆ 障がい者の困っている様子を見かけたら進んで声をかけましょう。



(3) 数値目標

目標	現状値	目標値
市営住宅のバリアフリー化率 市営住宅のうち、次のすべてを満たす住戸の割合 ①屋内に段差がないこと ②手すりが浴室及びトイレに設置していること ③廊下幅が78 cm以上（出入口幅75 cm以上） 確保されていること	23.0% (令和4年度)	25.0% (令和8年度)

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) 今後の取組

(1)情報の取得及び利用
・コミュニケーション
支援の充実

- ①奉仕員等の養成及び活動の場の確保・充実
- ②障がい特性に応じた情報通信機器についての情報の収集・提供と利用支援
- ③広報紙や市公式ホームページ等を活用した情報提供の更なる充実
- ④手話通訳者、要約筆記者の派遣などによる情報保障の充実
- ⑤ウェブアクセシビリティ対応の取り組みの推進
- ⑥手話等コミュニケーション手段の普及と利用促

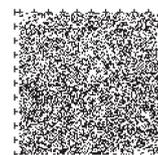
(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

◆ 今は使っていない情報の入手方法についても新たに挑戦してみましょう。

② 地域として

◆ さまざまな情報を障がい者に伝えましょう。



4. 防災、防犯等の推進

(1) 今後の取組

(1)災害時の避難救助
体制等の充実

- ①避難を支援する仕組みづくり
- ②避難所等の障がい者に配慮した環境整備及び、福祉避難所の確保
- ③災害情報伝達手段の多様化

(2)防犯・交通安全対策
の推進

- ①消費者被害や交通事故の防止、啓発
- ②市民に対し安全な運転や事故防止に向けた意識啓発の促進
- ③交通安全施設の整備
- ④地域住民や関係機関との協力体制の整備

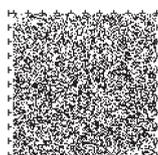
(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 災害が起きた時のために事前に出来る準備をしておきましょう。
- ◆ 防犯知識を身につけるよう努めましょう。

② 地域として

- ◆ 災害時、出来る限り地域の障がい者のことを気にかけてみましょう。
- ◆ 常日頃、障がい者を見守りましょう。



(3) 数値目標

目標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
災害時の避難先を「知っている」と回答した障がい者の割合	51.7%	65.0%
災害時に困ることや不安なことを「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」と回答した障がい者の割合	11.3%	5.0%以下
災害が起きた時のために事前に「準備している」と回答した障がい者の割合	19.9%	40.0%

5. 行政等における配慮の充実

(1) 今後の取組

(1)行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

- ①人権問題や障がい者施策にかかる市職員の資質向上
- ②事務・事業での合理的な配慮の実施

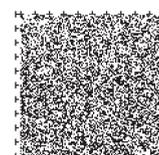
(2)選挙等における配慮等

- ①障がい者等が投票しやすい環境の整備
- ②投票環境の向上
- ③投票所出入口等のバリアフリー環境の向上
- ④障がい者の投票機会の確保

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 配慮が感じられないと思ったら気兼ねなく市役所職員に伝えましょう。

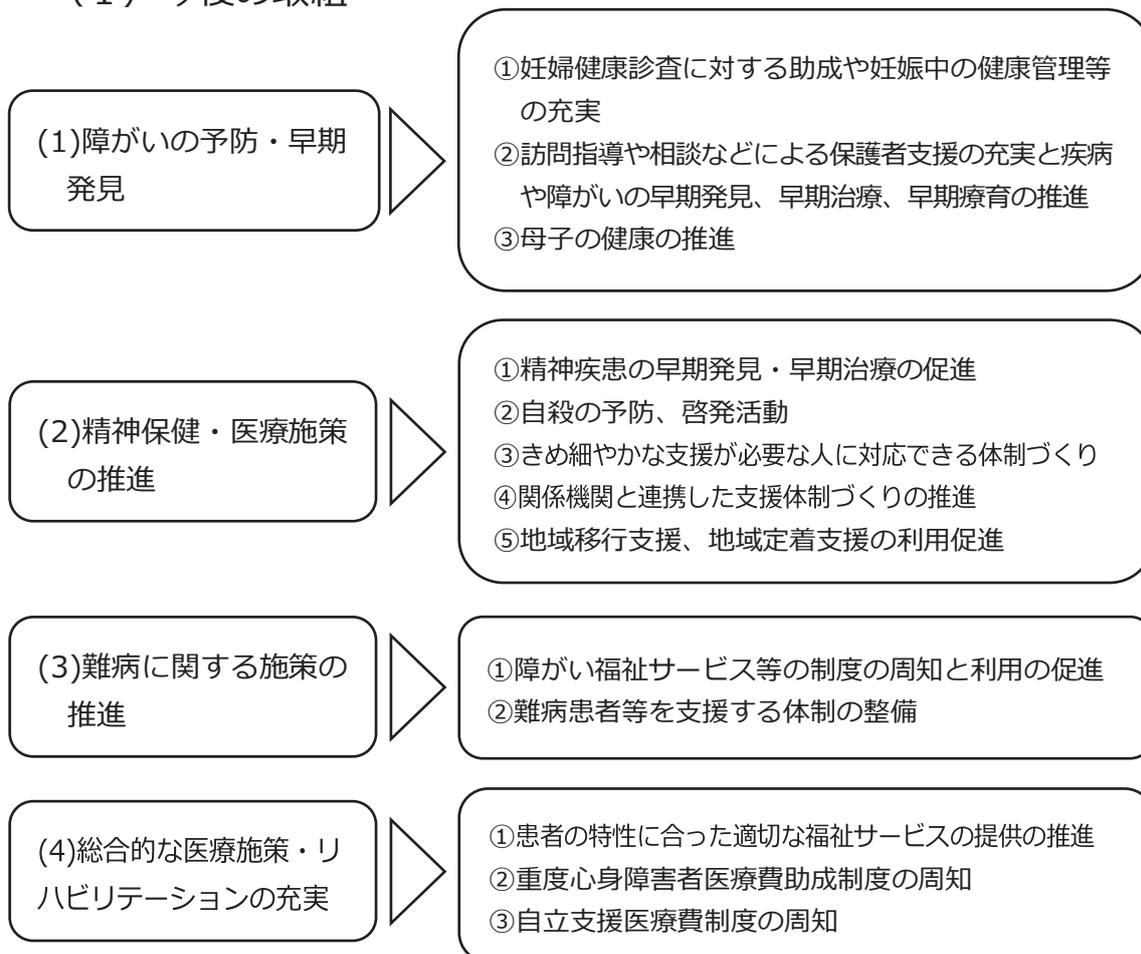


(3) 数値目標

目標	現状値	目標値
都城市役所職員に対する障がい者を理解するための講座の開催回数	2回 (令和4年度)	10回 (令和6年～ 5年累計)

6. 保健・医療の推進

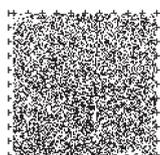
(1) 今後の取組



(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査は必ず受診しましょう。
- ◆ 生活習慣病を予防するため、生活習慣について見直してみましょう。

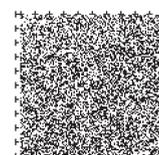


② 地域として

- ◆ 精神障がいに対する偏見を取り払い、理解を深め、心の健康づくりに努めましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値	目標値
乳幼児健診の受診率（みやこのじょう 健やか親子 21 計画・第2次中間報告 及び計画改定）	【乳児健診】 93.0%	【乳児健診】 95.0%
	【1歳6か月健診】 93.2%	【1歳6か月健診】 96.0%
	【3歳児健診】 89.2%	【3歳児健診】 94.0%
	（全て令和4年度）	（全て令和6年度）
特定健康診査の受診率（みやこのじょう 健康づくり計画21・第3次）	45.8%	60.0%
	（令和4年度）	（令和10年度）



7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 今後の取組

(1) 相談支援体制の充実

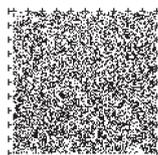
- ① 情報提供及び相談支援体制の充実
- ② 市や事業所職員の資質向上
- ③ 基幹相談支援センターを活用した相談支援機能の強化
- ④ 福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現
- ⑤ 地域の関係機関による連携とネットワークの強化
- ⑥ 適切な関係機関につなぐ「断らない相談支援」の実践

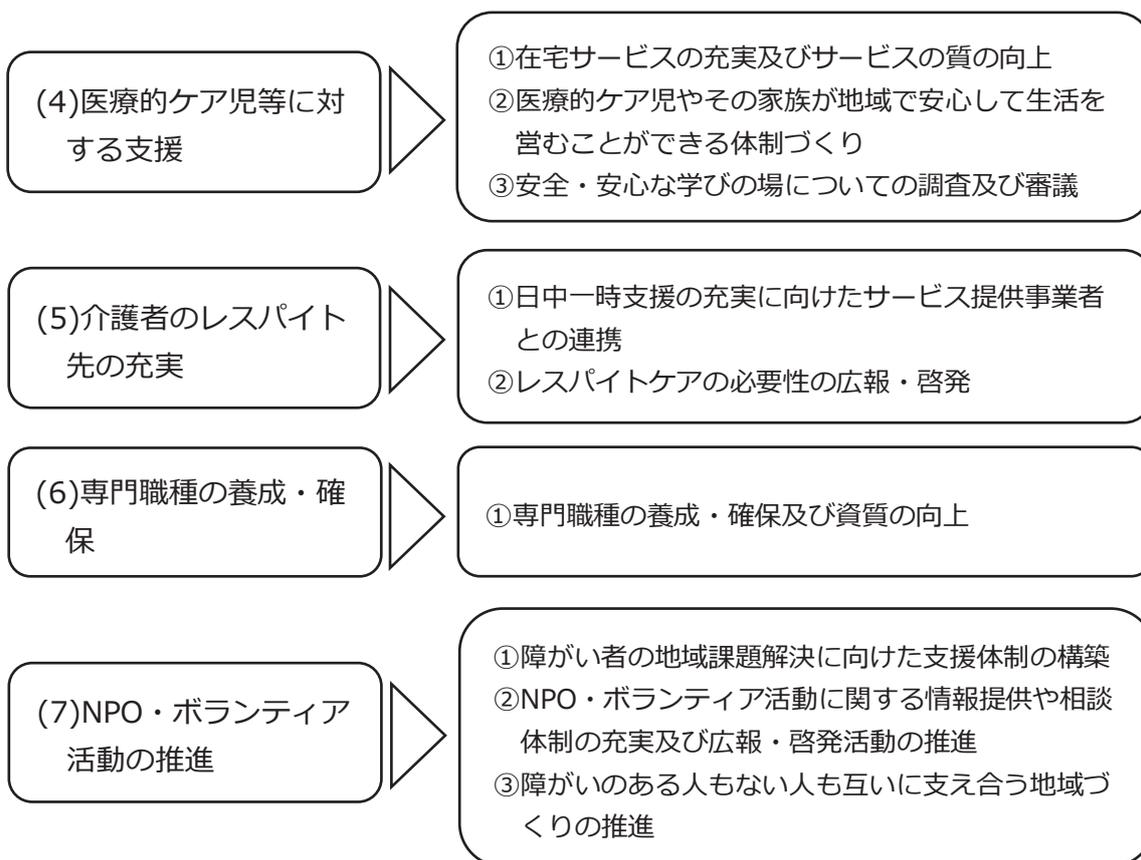
(2) 在宅サービス等の充実及び質の向上

- ① サービス等利用計画の質の向上
- ② グループホーム新設・増設の促進
- ③ 訪問系サービスの質・量的充実
- ④ 障がいのある人の移動に関するサービスの一層の充実
- ⑤ 生活介護・就労支援等のサービス事業所の整備
- ⑥ 介護保険サービスへの移行に際した関係部署との連携
- ⑦ サービス提供事業者等に対する各種法令や通知等の周知
- ⑧ 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保

(3) 障がい児支援の充実

- ① 児童通所支援事業の充実及び放課後等デイサービス事業の拡充
- ② 障がい児を支援する事業・制度、事業所及び相談支援等について周知及び利用の促進
- ③ 子ども・子育て支援制度の趣旨を踏まえた心身の発達の促進
- ④ 保育所、認定こども園、幼稚園の障がい又は発達障がいのある乳幼児の受け入れ施設の拡充
- ⑤ 保育所、認定こども園、幼稚園の職員の資質向上と保育内容の充実
- ⑥ 通所支援事業所と連携した特性の理解と指導方法の研修及び、地域で障がい児支援に携わる人材の育成





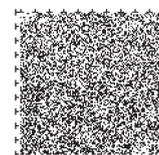
(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ さまざまな人に相談を持ち掛けてみましょう。
- ◆ 障がい者の家族は地域の人たちに家族のことを知ってもらいましょう。
- ◆ 乳幼児健診に必ず行きましょう。
- ◆ ボランティアを気兼ねなく受け入れましょう。

② 地域として

- ◆ お互いに声をかけあい、地域力の向上に努めましょう。
- ◆ 障がい者やその家族から相談を持ちかけられたら、相手の気持ちに立って助言や関係機関の紹介、同行相談など、自分の出来る範囲で親身に対応しましょう。
- ◆ ボランティア活動に関心のある人は、まず一度活動に参加してみましょう。



(3) 数値目標

目標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
現在提供されている障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合	43.1%	55.0%
障がいのある人を対象とするボランティア活動をしたことが「ある」と回答した障がいのない市民の割合	9.8%	20.0%

8. 教育の振興

(1) 今後の取組

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- ① 地域や特別支援学校等との交流及び共同学習の推進
- ② 個別の教育支援計画や指導計画に基づく各関係機関や児童が在籍した教育・保育施設、学校との連携
- ③ 人権教育の推進

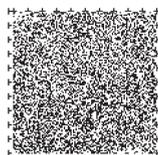
(2) 教育環境の整備

- ① 学校施設のバリアフリー化の推進
- ② 特別支援教育の推進及び障がいのある子どもを支援する体制づくり
- ③ 特別支援教育に携わる教職員の専門性の向上
- ④ 特別支援教育支援員の適切な配置と効果的な活用
- ⑤ 医療・保健・福祉・労働等の分野と連携し、一貫した支援を行う体制づくり

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

- ◆ 通学中、地域の人たちとすれ違ったら元気よくあいさつすることを心掛けましょう。
- ◆ 子どもがどのような教育を望んでいるか、家庭内でよく話し合い、信頼できる人や関係機関にも相談してみましょう。



② 地域として

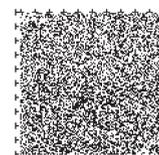
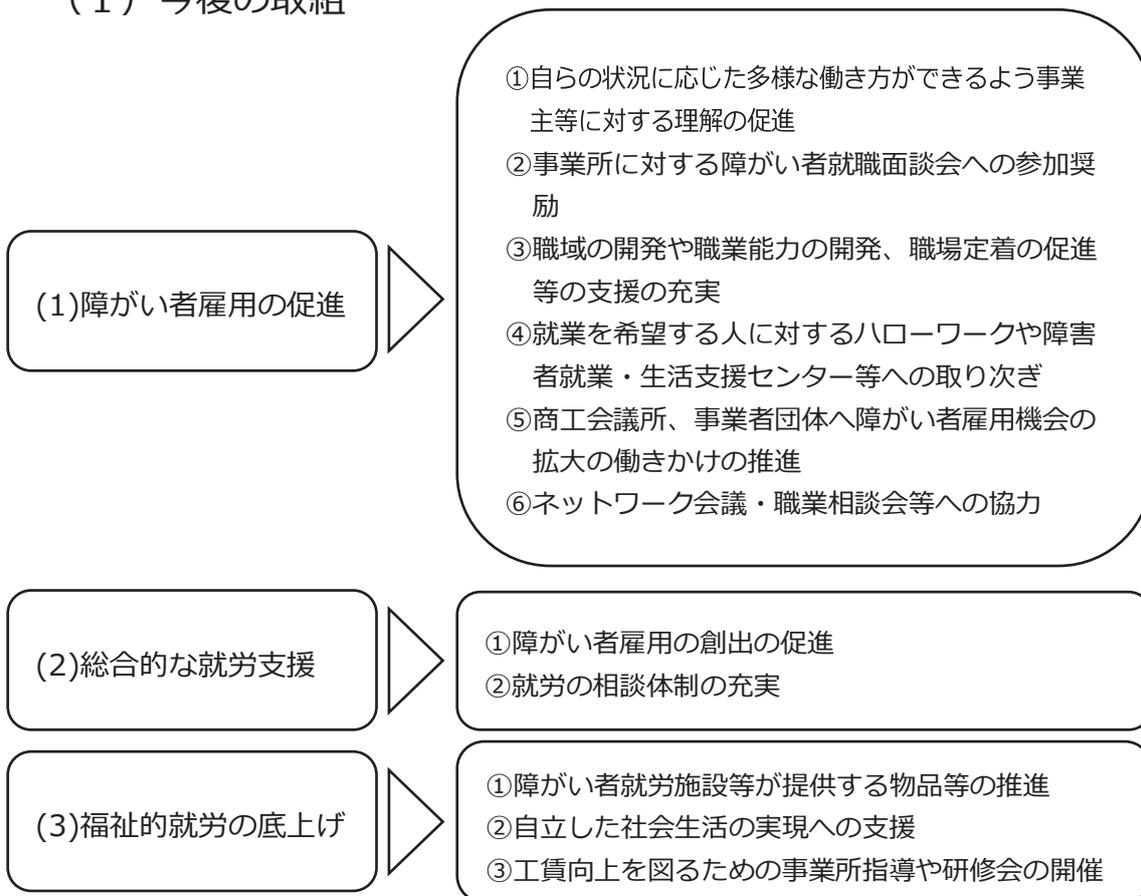
- ◆ 子どもたちの通学を見かけたら進んであいさつをしましょう。
- ◆ 障がいのある子どもについて理解を深めましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値	目標値 (令和 11 年度)
障がいのある子どもについて、市広報に年 1 回 特集記事を掲載する	取組無 (令和 4 年度)	年 1 回
市内の小・中学校のトイレの洋式化率	58.5% (令和 4 年度)	61.5% (令和 6 年度)

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

(1) 今後の取組



(4) 経済的自立の支援

- ① 障害年金や各種手当についての周知
- ② 特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当の「しょうがい福祉のガイドブック」の配布や窓口での説明を通じた周知
- ③ 心身障害者扶養共済制度について「しょうがい福祉のガイドブック」での周知

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

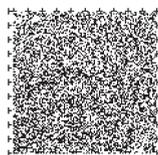
- ◆ 必要な職業能力を身につけるよう努めましょう。
- ◆ 就労を希望する障がい者は、自分の適性や能力にあった職場を関係支援機関のアドバイスを受けながら探しましょう。

② 地域として

- ◆ 事業主は障がいを理由とする差別を雇用・就業において絶対に行わないようにしましょう。
- ◆ 障がいのある同僚のことをよく理解し、必要な配慮は積極的に行いましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
法定雇用率の達成企業率	70.8%	75.0%
現在働いている人が仕事のことや困っていることは「特にない」と回答した障がい者の割合	45.0%	55.0%



10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

(1) 今後の取組

(1)スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

- ①障がい者スポーツの振興と障がい者に対する理解を深めること等を目的とするスポーツ大会への参加の支援
- ②障がい者スポーツの体験会の創出と普及
- ③レクリエーション活動の支援及び、様々な活動への参加の促進
- ④優れた文化に触れあう機会や身近な活動等の紹介及び参加の推進
- ⑤障がいのある人や障がい者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知

(2) 当事者や地域に望まれること

① 当事者として

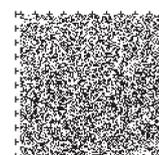
- ◆ レクリエーションや文化活動に参加したらたくさんの人とふれあい、楽しみましょう。

② 地域として

- ◆ レクリエーションや文化活動で障がい者を見かけたら、必要な配慮をおこなひましょう。
- ◆ 障がい者と交流する機会に積極的に参加しましょう。

(3) 数値目標

目標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
スポーツや文化活動などに参加していない理由について「どのような活動があるかわからない」と回答した障がい者の割合	23.1%	10.0%以下
地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとしたとき、そのさまたげとなることについて「どのような活動が行われているかわからない」と回答した障がい者の割合	19.6%	5.0%以下



計画の推進

1. 計画の進行管理（評価、見直し）

本計画の推進のためにP D C Aサイクル（計画、実行、評価、見直し）の考え方に基づいて、効果的な取組が実施されているか点検し、必要に応じて取組の見直しを行っていきます。

計画の達成状況の確認をするため、施策の柱ごと、重点的な目標に対して指標を設けました。

指標で示した数は、アンケート調査等の結果や取組の実績により把握するため、単に数字としてのみの表示となりますが、本計画では、その数字に至るまでの過程や行政、地域などの取組の内容の成果を踏まえて評価することを目指します。

本計画の評価は、都城市障害者施策推進協議会委員により4年目に中間評価を、6年目に評価を行います。評価については本計画に関係する各関係機関に報告し、情報共有を行い、施策の継続的な推進を図ります。

■ P D C Aサイクルのイメージ

